

5年保存

基発第 1001003 号
平成20年10月1日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

「労災かくし」の排除に係る対策の一層の推進について」の一部改正について

「労災かくし」の排除に係る対策のうち健康保険不支給決定者に対する労災保険給付の請求に係る勧奨等については、平成20年3月5日付け基発第0305001号「「労災かくし」の排除に係る対策の一層の推進について」により実施してきたところであるが、今般、社会保険庁が実施していた健康保険関係業務が本日設立された全国健康保険協会に移管されたことに伴い、従来各地方社会保険事務局から提供を受けていた健康保険不支給決定者に係る情報について全国健康保険協会各都道府県支部から受領することとなることから、当該通達に関し、別添右欄を左欄のとおり改正し、本日から運用することとしたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

なお、労災保険給付の請求の勧奨に係る全国健康保険協会各都道府県支部からの情報提供については、全国健康保険協会と調整の上で実施することとしているので、念のため申し添える。

「労災かくし」の排除に係る対策の一層の推進について」(平成20年3月5日付け基発第0305001号)新旧対照表
(傍線の部分は変更箇所)

変 更 後	変 更 前
<p style="text-align: right;">基発第0305001号 平成20年3月5日 改正 基発第1001003号 平成20年10月1日</p> <p>「労災かくし」の排除に係る対策の一層の推進について</p> <p>「労災かくし」は、労働災害の発生状況を正確に把握することを妨げ労働災害防止対策の推進に支障を来すとともに、被災労働者の適正な保護が図られないことになるものである。</p> <p>「労災かくし」の排除については、「いわゆる労災かくしの排除について」(平成3年12月5日付け基発第687号)及び「いわゆる労災かくしの排除に係る対策の一層の強化について」(平成13年2月8日付け基発第68号)等により推進してきたところであるが、第163回特別国会の衆議院厚生労働委員会及び参議院厚生労働委員会における「労働安全衛生法等の一部を改正する法律案」の審議に当たって、「建設業等の有期事業におけるメリット制の改正に当たっては、いわゆる労災かくしの増加につながることはないよう建設業関係者から意見を聴く場を設けるなど、災害発生率の確実な把握と安全の措置を図るとともに、建設業の元請けの安全管理体制の強化・徹底等の措置を図り、労災かくしを行った事業場に対しては司法処分を含め厳正に対処すること。」との附帯決議がなされた。</p> <p>こうした状況を踏まえ、「労災かくし」の排除については、新たに下記の対策を実施することとしたので、的確な対応を図られたい。</p>	<p style="text-align: right;">基発第0305001号 平成20年3月5日</p> <p>「労災かくし」の排除に係る対策の一層の推進について</p> <p>「労災かくし」は、労働災害の発生状況を正確に把握することを妨げ労働災害防止対策の推進に支障を来すとともに、被災労働者の適正な保護が図られないことになるものである。</p> <p>「労災かくし」の排除については、「いわゆる労災かくしの排除について」(平成3年12月5日付け基発第687号)及び「いわゆる労災かくしの排除に係る対策の一層の強化について」(平成13年2月8日付け基発第68号)等により推進してきたところであるが、第163回特別国会の衆議院厚生労働委員会及び参議院厚生労働委員会における「労働安全衛生法等の一部を改正する法律案」の審議に当たって、「建設業等の有期事業におけるメリット制の改正に当たっては、いわゆる労災かくしの増加につながることはないよう建設業関係者から意見を聴く場を設けるなど、災害発生率の確実な把握と安全の措置を図るとともに、建設業の元請けの安全管理体制の強化・徹底等の措置を図り、労災かくしを行った事業場に対しては司法処分を含め厳正に対処すること。」との附帯決議がなされた。</p> <p>こうした状況を踏まえ、「労災かくし」の排除については、新たに下記の対策を実施することとしたので、的確な対応を図られたい。</p>

なお、下記 1 の対策における労災保険給付の請求の勧奨に係る全国健康保険協会各都道府県支部からの情報提供については、全国健康保険協会と調整の上で実施することとしているので、念のため申し添える。

記

1 労災保険給付の請求の勧奨等

健康保険給付請求者のうち、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 55 条第 1 項に基づき、労災保険法（昭和 22 年法律第 50 号）により給付を受けることができると考えられるものとして健康保険法の保険給付について不支給（返還）決定を受けた者（以下「健康保険不支給決定者」という。）に係る情報の提供を全国健康保険協会各都道府県支部から受け、その中から既に労災保険給付の請求を行っている者を除いた上で、それらの者に対して積極的に労災保険制度を周知し、労災保険給付の請求を勧奨すること。

その上で、健康保険不支給決定者への労災保険給付の請求の勧奨を通じて「労災かくし」が疑われる事案を把握した場合には、当該事業主に対して適切な指導を行うこと。

労災保険給付の請求の勧奨等に係る具体的な実施方法等については、別添 1 の「健康保険不支給決定者に対する労災保険給付の請求に係る勧奨等の実施について」によること。

2 (略)

なお、下記 1 の対策における労災保険給付の請求の勧奨に係る社会保険事務局からの情報提供については、社会保険庁と調整の上で実施することとしているので、念のため申し添える。

記

1 労災保険給付の請求の勧奨等

健康保険給付請求者のうち、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 55 条第 1 項に基づき、労災保険法（昭和 22 年法律第 50 号）により給付を受けることができると考えられるものとして健康保険法の保険給付について不支給（返還）決定を受けた者（以下「健康保険不支給決定者」という。）に係る情報の提供を各地方社会保険事務局から受け、その中から既に労災保険給付の請求を行っている者を除いた上で、それらの者に対して積極的に労災保険制度を周知し、労災保険給付の請求を勧奨すること。

なお、社会保険庁が実施する健康保険関係業務は、平成 20 年 10 月に全国健康保険協会に移管される予定であるが、その後の取扱いについては追って連絡することとしている。

その上で、健康保険不支給決定者への労災保険給付の請求の勧奨を通じて「労災かくし」が疑われる事案を把握した場合には、当該事業主に対して適切な指導を行うこと。

労災保険給付の請求の勧奨等に係る具体的な実施方法等については、別添 1 の「健康保険不支給決定者に対する労災保険給付の請求に係る勧奨等の実施について」によること。

2 (略)

(別添1)

健康保険不支給決定者に対する労災保険給付の請求に係る勧奨等の実施について

1 全国健康保険協会各都道府県支部からの情報提供について

都道府県労働局労働基準部労災補償課（以下「労災補償課」という。）は、毎月全国健康保険協会各都道府県支部（以下「協会支部」という。）との間で定める日に、事前に連絡をした上で、協会支部に赴き、健康保険不支給決定者に係る「負傷原因照会回答書」の写し（協会支部が健康保険の支給・不支給の決定に当たり、被保険者等に負傷原因等を調査した際の回答であり、被保険者等の氏名、住所、負傷原因、災害発生年月日、災害発生場所、事業所の名称及び所在地等が記載されているもの。以下「回答書」という。）を受領する。

2 回答書の管轄局への送付について

協会支部から提供される回答書については、健康保険不支給決定者に係る適用事業所の所在地が当該協会支部の管轄であるものが提供されるが、健康保険の適用事業所は、健康保険法第34条により、複数の事業所を一括して適用することができることとされているため、場合によっては、被災者の所属事業場の所在地が他局の管轄である回答書が存在する。

したがって、労災補償課は、回答書の記載内容を確認し、被災者の所属事業場の所在地が他局の管轄であるものについては、当該事業場の所在地を管轄する労災補償課あてに当該回答書を送付する。

(別添1)

健康保険不支給決定者に対する労災保険給付の請求に係る勧奨等の実施について

1 各地方社会保険事務局からの情報提供について

都道府県労働局労働基準部労災補償課（以下「労災補償課」という。）は、毎月各地方社会保険事務局（以下「社会保険事務局」という。）との間で定める日に、事前に連絡をした上で、社会保険事務局に赴き、健康保険不支給決定者に係る「負傷原因照会回答書」の写し（社会保険事務局が健康保険の支給・不支給の決定に当たり、被保険者等に負傷原因等を調査した際の回答であり、被保険者等の氏名、住所、負傷原因、災害発生年月日、災害発生場所、事業所の名称及び所在地等が記載されているもの。以下「回答書」という。）を受領する。

2 回答書の管轄局への送付について

社会保険事務局から提供される回答書については、健康保険不支給決定者に係る適用事業所の所在地が当該社会保険事務局の管轄であるものが提供されるが、健康保険の適用事業所は、健康保険法第34条により、複数の事業所を一括して適用することができることとされているため、場合によっては、被災者の所属事業場の所在地が他局の管轄である回答書が存在する。

したがって、労災補償課は、回答書の記載内容を確認し、被災者の所属事業場の所在地が他局の管轄であるものについては、当該事業場の所在地を管轄する労災補償課あてに当該回答書を送付する。

3・4 (略)

5 実施状況の本省への報告について

本対策の実施状況（協会支部から提供された個人情報の件数、勸奨対象者数、相談及び質問書への回答件数、労災請求件数等）については、別途指示するところにより、定期的に本省に報告することとする。

3・4 (略)

5 実施状況の本省への報告について

本対策の実施状況（社会保険事務局から提供された個人情報の件数、勸奨対象者数、相談及び質問書への回答件数、労災請求件数等）については、別途指示するところにより、定期的に本省に報告することとする。